

電力広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

平成30年6月4日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月14日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御検討を頂く。

1. 経緯

平成30年6月4日付で広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月14日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。（資料4-4、4-5）

2. 変更の主な内容（資料4-1）

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 広域系統整備計画策定プロセスに関するルールの変更【業務指針の変更】

- ・ 東北東京間連系線の計画策定プロセスは、広域機関が初めて行った計画策定プロセスであったが、費用負担割合の決定までに多くの事業者が応募を取り下げたこと等が、プロセス全体のスケジュールの延長にもつながったところ。
- ・ このため、応募者に早期の意思判断を促し、複数の事業者が参画する連系線整備プロジェクトを円滑かつ確実に進めるべく、プロセスの案件ごとに募集要綱（応募保証金等について記載したもの）を定めた上で募集を行う等の規定を整備する。

(※) 広域機関の委員会（広域系統整備委員会）の審議結果を踏まえた変更。

(2) 作業停止に関するルールの変更【業務規程及び業務指針の変更】

- ・ 現行ルールでは、設備の点検や修繕等に伴う系統の作業停止に際しては、当該系統内に発電制約の対象発電機が複数ある場合の発電制約量の配分については、発電機容量に応じて按分することで調整している。
- ・ 2018年度・2019年度の暫定運用として、この現行ルールを前提としつつ、発電制約を受ける当事者間で、発電制約量を調整し、費用精算することができ等の規定を整備する。

(※) 広域機関の検討会（地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会）の審議結果を踏まえた変更。

37 (3) リプレース案件系統連系募集プロセスに関するルールの変更【業務規程の変更】

- 38 ・ 現行ルールでは、一定規模以上の発電設備のリプレースを行う場合、リプレース
39 対象設備が連系している送電系統について、リプレース対象事業者も含めて連系
40 希望者を募集するプロセスを行うこととされている（リプレース案件系統連系募
41 集プロセス）。また、当該プロセスの期間中、一般送配電事業者は、リプレース
42 対象設備が確保していた系統容量を先着優先ルールの対象外として暫定的に確保
43 することとされている。
- 44 ・ しかし、この現行ルールに従うと、例えば連系希望者による連系希望容量より暫
45 定的に確保する容量の方が大きい場合、その分の系統容量については、当該プロ
46 セスが終了するまでの間、他の事業者が先着優先による新規連系の申し込みを行
47 えないこととなる。このため、系統の連系可能量を最大限に活用すべく、当該プ
48 ロセスに際して一般送配電事業者が暫定的に確保すべき容量を「新設発電設備等
49 の最大受電電力」とする旨の規定を整備する。

50
51 (4) その他、業務の明確化、字句修正等

52
53 3. 認可申請に係る意見

54 変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会
55 として、資料4-2、4-3の案のとおり、当該認可を行うことに異論がない旨を回答
56 することとしたい。

57
58 [参考] 手続きの流れ

59 広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第28条の4第3項に基づき、
60 経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程
61 の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の1第1項第5号の規定に基づき、委員会
62 の意見を聴取する。

63 また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の4第1項
64 に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程
65 の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法
66 第66条の1第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

67
68
69 [参考条文]

70
71 **■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等**

72 第1 審査基準

73 (1)～(3) 略

74 (3) 第28条の4第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

75 第28条の4第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準につ
76 いては、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がない
77 こと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」
78 の該当部分に適合することとする。

80 (34) 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の
81 認可

82 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に
83 係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のい
84 ずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の
85 基準について」(別添3)に適合することとする。

86
87 ■ 電気事業法

88 (業務規程)

89 第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令
90 で定める事項を記載しなければならない。

91 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた
92 場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が
93 含まれていなければならない。

94 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

95
96 (送配電等業務指針の認可)

97 第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
98 その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

99 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合している
100 と認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 101 一 内容が法令に違反しないこと。
102 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
103 三 不当に差別的でないこと。

104 3, 4 (略)